

伊万里市高校応援団規約

(目的)

第1条 地域全体が連携し、伊万里市内に立地する高等学校の生徒（以下「高校生」という。）が企業をはじめとした地域の人々と親しむ機会をつくることで、高校生が地域を知り、伊万里で就職することや、伊万里の魅力が心に刻まれ、愛着を持ってもらうことを目的とする。

(名称)

第2条 名称は、「伊万里市高校応援団」とする。

(構成員)

第3条 本会の趣旨に賛同する市内における企業、団体、個人事業者等を構成員とする。
構成員の参加及び退会については随時受け付けるものとする。

(活動目標)

第4条 本会は目的達成のため次の活動目標を定める。

- (1) 高校生の企業をはじめとした地域の人々との出会いにつなげる。
- (2) 高校生の探究活動における課題設定につなげる。
- (3) 高校生の企業をはじめとした地域の人々との交流から、キャリア形成につなげる。
- (4) 将来、伊万里市を担う人材育成につなげる。

(事業)

第5条 本会は高校生に対して次の事業を行う。

- (1) 事業所等説明
- (2) 事業所等訪問の受入れ
- (3) 事業活動等を踏まえた講演
- (4) 高校生との合同イベントの開催
- (5) 高校生のアイデアを取り入れた商品開発
- (6) インターシップ等への協力
- (7) その他必要と認められるもの

(会議)

第6条 各種会議（事業報告会、意見交換会等含む）は、必要に応じて、事務局が招集する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、伊万里市総合政策部企画政策課に置く。

(年度)

第8条 本会の年度は4月1日から3月31日までとする。

附則

本規約は、令和7年5月1日から施行する。